

熊本県監査委員公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により令和元年（2019年）6月21日から令和元年（2019年）8月21日までの間に実施した定期監査結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年（2019年）9月26日

熊本県監査委員 濱田義之
 同 竹中潮
 同 淵上陽一
 同 前田憲秀

1 監査対象機関

部局名	機関名
知事公室	知事公室付、秘書グループ、広報グループ、くまモングループ、危機管理防災課
総務部	人事課、財政課、県政情報文書課、総務厚生課、財産経営課、私学振興課、市町村課、消防保安課、防災消防航空センター、税務課
企画振興部	企画課、地域振興課、文化企画・世界遺産推進課、川辺川ダム総合対策課、交通政策課、情報政策課、統計調査課
健康福祉部	健康福祉政策課、健康危機管理課、高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課、社会福祉課、子ども未来課、子ども家庭福祉課、障がい者支援課、医療政策課、国保・高齢者医療課、健康づくり推進課、薬務衛生課
環境生活部	環境政策課、水保病保健課、水保病審査課、環境立県推進課、環境保全課、自然保護課、循環社会推進課、くらしの安全推進課、消費生活課、男女参画・協働推進課、人権同和政策課
商工観光労働部	商工政策課、商工振興金融課、労働雇用創生課、産業支援課、エネルギー政策課、企業立地課、観光物産課、国際課
農林水産部	農林水産政策課、団体支援課、流通アグリビジネス課、農業技術課、農産園芸課、畜産課、農地・担い手支援課、農村計画課、農地整備課、むらづくり課、技術管理課、森林整備課、林業振興課、森林保全課、水産振興課、漁港漁場整備課
土木部	監理課、用地対策課、土木技術管理課、道路整備課、道路保全課、都市計画課、下水環境課、河川課、港湾課、砂防課、建築課、営繕課、住宅課
国際スポーツ大会推進部	国際スポーツ大会推進課
出納局	会計課、管理調達課
各種委員(会)事務局	議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局
教育委員会	教育政策課、学校人事課、社会教育課、文化課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、学校安全・安心推進課、人権同和教育課、体育保健課
警察本部	総務課、警務課、熊本市警察部庶務課、監察課、会計課、教養課、厚生課、情報管理課、広報県民課、留置管理課、生活安全企画課、少年課、生活環境課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許課、運転免許試験課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備第一課、警備第二課、外事課、機動隊、警察学校

2 監査対象期間 平成30年度(2018年度)

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行については、合规性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施し、特に不適正経理再発防止策の実効性を検証した。また、行政に関する事務の執行については、経済性、効率性及び有効性の観点を主眼として、組織の目標管理、主な事務事業の効果、職員の意識改革取組状況等について実施した。

4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項及び意見事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
知事公室	危機管理防災課	(公用車の毀損について) 公用車による過失割合が高く、毀損額が大きい物損事故が2件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
土木部	港湾課	(港湾占用料の過徴収について) 港湾占用料について、消費税を非課税とすべきところ誤って徴収している事案が285件発生している。 出先機関及び関係市町に対して制度の周知を行うなど再発防止策を講じること。
	住宅課	(委託契約の事務処理について) 県営住宅管理システム保守及び改修業務について、契約手続を行わないまま業者に業務を執行させ、翌年度に支払手続を行っている。 業務進行管理について組織的なチェック体制の強化を図り、再発防止に努めること。

参考

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性及び効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
総務部	総務厚生課	<p>(職員の健康の維持増進に対する支援の強化及び快適な職場環境の整備等の推進について)</p> <p>職員の長時間勤務等によるメンタルヘルス不調職員等が年々増加しており、職員や職場への手厚い支援が急務であるが、そのための支援体制や対策は十分とは言えず、職員の健康支援等に対するより効果的かつ予防的な体制の整備及び抜本的な対策の樹立が必要である。</p> <p>精神科産業医の複数配置等による所属への支援や職場巡視、本庁及び出先機関での衛生委員会等によるより効果的な対策の樹立など、職員の健康状態の変化や職場環境等の実情に的確に対応できる支援体制を更に充実させ、効果的かつ予防的な取組を推進すること。</p>

参考

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。